

環保第 2 3 4 4 号  
令和 7 年 3 月 11 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府知事 吉村 洋文

(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に関する  
環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和 6 年 12 月 16 日付けで照会がありました標記配慮書に関する環境の保全  
の見地からの意見は別紙のとおりです。

つきましては、環境影響評価方法書の作成に当たり本意見を十分考慮される  
ようお願いします。

〔連絡先〕 大阪府環境農林水産部環境管理室 環境保全課環境審査グループ TEL : 06-6941-0351 (内線 3857) 06-6210-9580 (直通) E-mail : kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
--

## 1. 全般的事項

- (1) 瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであるとされている基本方針や、重大な環境影響の回避・低減のため埋立事業に代わる代替案を複数案の一つとして検討を行うよう努めるとされている計画段階環境配慮書手続きの趣旨を踏まえ、本配慮書に記載の複数案に加えて埋立事業に代わる代替案を設定し、環境面から比較検討を行い、その内容を方法書に記載すること。併せて、埋立事業については、事業の必要性や、事業規模の検討経緯を含む事業計画の詳細についても、方法書において説明すること。
- (2) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法については、主務省令において、原則として既存資料により行うが、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合は専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られない時は現地調査等を行うことにより、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされている。本配慮書での調査には既存資料を用いた調査手法のみが用いられているため、予測及び評価において必要とされる水準が確保されていない選定事項については、専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査等を実施した上で、複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載すること。
- (3) 環境要素によって周辺環境に与える影響の大きさが異なることや、大阪府等が実施する環境施策との整合性も考慮し、環境への影響を可能な限り回避・低減されるよう総合的に検討の上、事業計画の絞り込みを行い、その内容を方法書に記載すること。
- (4) 埋立てを実施する場合は、大規模公共事業から発生する土砂を一時期に大量に受入れることも想定されるため、事業実施区域及び周辺海域に環境影響を及ぼすことのないよう、早い段階から、土砂の性状等の確認方法並びに運搬及び埋立てについての方策を検討し、今後の手続きにおいて、埋立地の存在による環境への影響はもとより工事の実施による環境への影響についても、工事計画を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。

## 2. 水質・底質

- (1) 埋立地の存在により流況が変化し、河口付近及び周辺海域の水質及び水底の底質に影響を及ぼすことから、今後の手続きにおいて、事業実施想定区域やその周辺海域等の特徴を踏まえて現地調査等を実施すること。
- (2) 貯木場を活用する案の予測にあたって、貯木場内の水質、底質及び流況について既存資料調査だけでは不十分である。埋立てにより、貯木場内で一旦緩衝されていたものが直接海域に流出する可能性等、貯木場－外海間の海水交換による水環境変化の影響も考慮し、専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査等を実施した上で、複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載すること。

## 3. 地盤沈下

- (1) 本事業の実施に伴う、埋立地及び隣接する土地の地盤沈下の予測に関する知見が十分に蓄積されていないため、今後の手続きにおいて、地盤沈下に係る環境影響を事業実施区域の絞り込みに当たっての比較検討対象事項とし、複数案について、その検討内容を方法書に記載すること。
- (2) 埋立地に隣接する既設護岸への地盤改良工事の実施が想定されることから、今後の手続きにおいて、地盤改良工事の実施による環境への影響について、工事計画を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。

## 4. 動物・植物・生態系

- (1) 既存資料のみによる調査では事業実施想定区域内における貴重な動植物等の詳細な生息・生育状況までは確認できないことから、当該地域に詳しい複数の専門家等からの情報収集、最新の知見の集積や現地調査等を実施した上で、貴重な動植物等の生息・生育環境への影響について複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載すること。また、今後の手続きにおいて、埋立てによる影響を回避・低減するよう環境保全措置を十分に検討し、その検討結果を踏まえ、必要に応じて藻場・干潟や傾斜型護岸の造成等の代償措置についても検討すること。
- (2) 現有の貯木場を活用する案の影響検討範囲については、本事業に伴う流況等の変化により影響を受けると考えられる、大津川河口周辺並びに木材港地区木材整理場及びその沖合も含めること。

## 5. 景観

海岸線の変化は景観に大きな影響を及ぼすため、新たに護岸を築造して埋立てを行う案は、既設護岸を活用する案より景観の変化を認識しやすくなると考えられ、影響検討範囲に含まれる主要な眺望点の数を比較する手法のみでは景観への影響を適切に評価できないことから、フォトモンタージュ等により景観の変化の程度を把握する手法も用いて、複数案の比較評価を行い、その内容を方法書に記載すること。

以上